

指定居宅介護・指定重度訪問介護 重要事項説明書

重要事項説明書は、サービスの契約締結前に利用者に対して、事業所の概要やサービス内容、料金などを説明するための法的義務に基づいた重要な文書です。契約上ご注意くださいことを説明するものです。

1. 事業者の概要

- ・ 運営法人名: 合同会社 ぽかぽか
- ・ 所在地: 南島原市有家町大苑2354番地
- ・ 代表者: (管理者・増崎 節子)
- ・ 連絡先: 0957-61-0324

2. 事業所の概要

- ・ 事業所名: ヘルパーステーションぽかぽか
- ・ 事業所番号:
- ・ 所在地: 南島原市有家町大苑2354番地
- ・ 指定の種類:
 - 指定居宅介護(障害福祉サービス)
 - 指定重度訪問介護(障害福祉サービス)
- ・ 事業の目的・運営方針: 利用者が居宅において自立した日常生活を営めるよう、身体状況や環境に応じた入浴・排泄・食事の介護、家事援助等を適切に提供します。

3. 営業日時

- ・ 営業日: 月曜日～金曜日
- ・ 営業時間: 8:30 ～ 17:30
- ・ サービス提供可能時間: 8:30 ～ 17:30

4. 職員の配置

- ・ 管理者兼サービス提供責任者: 1 名(専任かつ常勤)
- ・ サービス提供責任者: 2 名(常勤)
- ・ 訪問介護員(ヘルパー): 0 名

5. サービス内容と利用料金

- ・ サービス内容:
 - 居宅介護: 身体介護、家事援助、通院等介助。

身体介護に関する内容

- ① 食事の介護
- ② 排泄の介護
- ③ 衣類着脱の介護
- ④ 入浴の介護
- ⑤ 身体の清拭、洗髪
- ⑥ 通院等の介助
- ⑦ その他必要な身体介護

家事援助に関する内容

- ① 調理
- ② 衣類の洗濯・補修
- ③ 住居等の掃除・整理整頓
- ④ 生活必需品の買い物
- ⑤ 通院等の介助
- ⑥ その他必要な家事

- **重度訪問介護**：重度の肢体不自由等で常時介護を要する方への生活全般にわたる援助（外出介助含む）。

- ・ **利用料金(利用者負担金)**：原則として費用の 1 割。ただし、市町村が定める月額負担減額の範囲内とします。
- ・ **実費負担**：
 - 通常の実施地域（南島原市全域など）以外の交通費。
 - サービス提供に伴う光熱水費や、調理に使用する材料費等。
 - 利用者の都合によりサービスを中止する場合、サービス提供時間の 1 時間前までに連絡がなかった場合、キャンセル料として 800 円徴収します。

6. 通常の事業の実施地域

- ・ 通常の事業の実施地域は、南島原市の区域とします。

7. 契約の解除・サービスの終了

・ 利用者からの解除

利用者は、当事業所に対し 1 ヶ月までに予告することにより、いつでもこの契約を解除することができます。

- **事業者からの解除**

当事業所の都合によりサービスを終了する場合終了日の 1 ヶ月前までに文書で通知します。ただし著しい背信行為によりサービスの継続が困難な場合は文書で通知し直ちに契約を解除することがあります。

- **自動終了**

以下の場合、双方からの通知がなくても自動的に契約が終了します。

利用者が死亡したとき

利用者が介護保険施設等に入所したとき

要介護認定で「非該当(自立)」と認定されたとき

8. 虐待の防止および苦情解決

- **虐待防止:** 職員への研修実施、虐待防止委員会の設置、責任者の選任。
- **相談窓口:**
 - 事業所窓口: (担当者名: 川畑幸美・電話番号 0957-61-0324)
 - 南島原市役所 福祉課: 0957-73-6612(代表)
 - 長崎県国民健康保険団体連合会: 095-824-2115

9. 緊急時の対応

サービス提供中に利用者の容態が急変した場合は、速やかに主治医、家族、および緊急連絡先へ連絡し、必要な措置を講じます。

10. 個人情報の保護

利用者の個人情報は、サービス提供に必要な範囲内でのみ使用し、秘密保持を遵守します。

11. 損害賠償保険への加入

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 三井住友海上火災保険株式会社

保険名 福祉事業者賠償責任保険

重要事項説明確認書

私は、貴事業所から提供されるサービス内容に基づき作成された重要事項に同意いたしました。

〈利用者〉

住 所

氏 名

利用者の代理人を選出した場合

代理人住所

氏 名

(続 柄)

〈事業所〉

住 所 南島原市有家町大苑 2354 番地

事業所名 ヘルパーステーション ぽかぽか

代表者名 増崎 節子